

## 第43号議案 品川区立環境学習交流施設条例

### 1. 設置目的

区民および事業者が環境の保全について関心や理解を深め、主体的に環境保全活動を実践することを推進するとともに、地域交流の促進を図る。

### 2. 施設の基本事項

- (1) 施設のキャッチコピー 「つなぐ つづける つくりだす ～エコなミライへ～」  
(2) 施設のターゲット 第1ターゲット「未来をつくる子どもたち」  
第2ターゲット「子どもを支える人たち」  
(3) 施設の機能 体験学習機能、情報発信機能、交流・連携機能

### 3. 建物概要

- (1) 施設の所在地 品川区豊町2丁目1番30号(戸越公園内)  
(2) 施設規模・構造 延床面積 1912.74 m<sup>2</sup> 地上3階建て 鉄骨造

### 4. 運営手法・事業内容（詳細は別紙参照）

指定管理者制度を導入し、以下の事業を実施する。

- (1) 環境の保全に関する学習の推進  
(2) 環境の保全に関する情報の収集・提供  
(3) 環境保全活動に主体的に取り組む人材の育成・支援  
(4) 施設および設備の使用に関すること（貸室等の運用）

### 5. 施設構成および利用時間・休館日（平面図は別紙2頁参照）

- 1階 コミュニティラウンジ、キッズスペース  
2階 ボランティア室、地域交流室  
3階 展示室、多目的スペース

区分	開館時間	休館日
コミュニティラウンジ	7:00～21:30	年末年始 (12月29日～翌年1月3日)
展示室・キッズスペース	9:00～18:00	
ボランティア室 地域交流室 多目的スペース	9:00～21:30	

## 6. 貸室について

### (1) 内容

項目	多目的スペース	地域交流室	ボランティア室
面積	146.72 m <sup>2</sup>	48.99 m <sup>2</sup>	45.17 m <sup>2</sup>
定員	全面：約 100 人 2/3 面：約 60 人 1/3 面：約 30 人	約 25 人	約 25 人
想定用途	講座・講演会、研修会、 社会科見学時の休憩 等	会議、研修会、講座・ 講演会 等	環境保全活動団体打 合せ、施設ボランテ ィアの作業等

### (2) 施設使用料

種別	時間	午前	午後	夜間
		(9 時～12 時)	(1 時～4 時 30 分)	(5 時 30 分～9 時 30 分)
地域交流室	区民	900 円	1,300 円	1,800 円
	区民以外	1,100 円	1,600 円	2,200 円
多目的スペース	区民	2,600 円	3,900 円	5,300 円
	区民以外	3,100 円	4,700 円	6,400 円

※ボランティア室の利用は登録制・無料。

### (3) 設備使用料金上限額

2,000 円 (1 件 1 回あたり)

### (4) 減額・免除規定

規則で定める。(環境保全活動、地域活動を支援するため、環境保全活動団体・個人および町会・自治会は免除とする。その他減免は他施設に準じる。)

## 7. 施行日

令和 4 年 5 月 1 日 (指定管理者に関する規定および施設の利用に必要な手続きに関する規定は公布の日とする。)

## 8. 今後のスケジュール

令和 3 年 10 月	令和 3 年第 3 回定例会	指定管理者指定の議決
令和 3 年 12 月	施設予約受付開始予定	
令和 4 年 2 月	建物竣工	
令和 4 年 5 月 1 日	開設	

## 1. 施設の基本事項

### 施設のキャッチコピー

つなぐ つづける つくりだす ~エコなミライへ~

### 施設のターゲット

第1ターゲット 未来をつくる子どもたち  
第2ターゲット 子どもを支える人たち

### 施設の機能

- 体験学習機能
- 情報発信機能
- 交流・連携機能

### 施設の名称等

- 条例上の名称 「品川区立環境学習交流施設」
- 開設日(施行日) 令和4年5月1日
- 所在地 品川区豊町二丁目1番30号(戸越公園内)

## 2. 施設の運営概要

### 運営手法と事業内容

民間事業者の能力やノウハウを活用するため、**指定管理者制度**を活用した運営を行うものとし、施設の機能に基づき以下の事業を実施する。

## 条例第3条第1項 環境の保全に関する学習の推進

体験学習機能

情報発信機能

### 全来館者対象

### 各種イベントの開催

#### 体験型を重視した環境学習講座などの開催

##### ■ 戸越公園の自然を活用した自然体験講座

##### <内容例>



樹木クイズに答えて公園を探検しよう



カラフルな落ち葉でしおりを作ろう



公園内の池の水やおうちの水など水質を調べてみよう

##### ■ 環境情報活動センターの人気講座の継承

##### <内容例>



雲を作って気象を学ぼう



色々な廃材でおもちゃを作ってみよう



お正月の寄せ植えを作ってみよう

##### ■ 区内他施設と連携した講座・イベント等

### 全来館者対象

### 環境学習展示

#### 環境を楽しく学ぶ展示物の運用

- 展示のテーマ 「温暖化対策」中心  
2050年脱炭素社会の実現に向けて、私たちの「暮らし」の中でできることを学ぶ。
- 展示の流れ

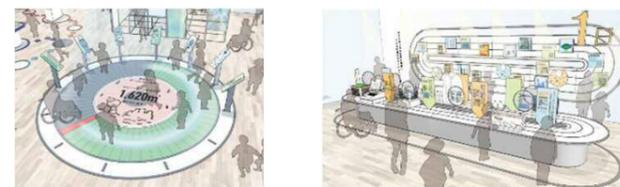
##### 1 大型映像装置による展示

環境への興味につなげる大型映像展示



##### 2 時間軸で環境を捉える体験型展示

「みる・きく・さわる」の体感を重視した展示



▲例「1秒の変化に驚く」▲例「1日の生活を見つめる」

##### 3 来館者同士が思いを共有する参加型展示

展示を通じての感想・気持ちを、メッセージや絵など簡単な方法で発信する参加型展示

### 子ども対象

### 区内学校と連携した事業の実施

#### 社会科見学・夏休みの自由研究などでの施設活用

- 区内全区立小学校・義務教育学校が授業で施設を活用(教育委員会と調整中)
- 夏休み等、長期休暇中の自由研究向け事業実施



### 子ども対象

### 環境意識の向上につながる事業の実施

#### 施設で学んだ成果を見える化する工夫

- 来館回数・学習の成果に応じたポイント付与
- 家庭・学校で振り返る仕組みづくり(ホームページ・ワークシートの運用)

### 来館者以外対象

### 出前型環境学習の実施

#### 施設側からはたらきかける学習機会の提供

- すまいるスクール等への出前講座
- 区内各種イベントへの出展

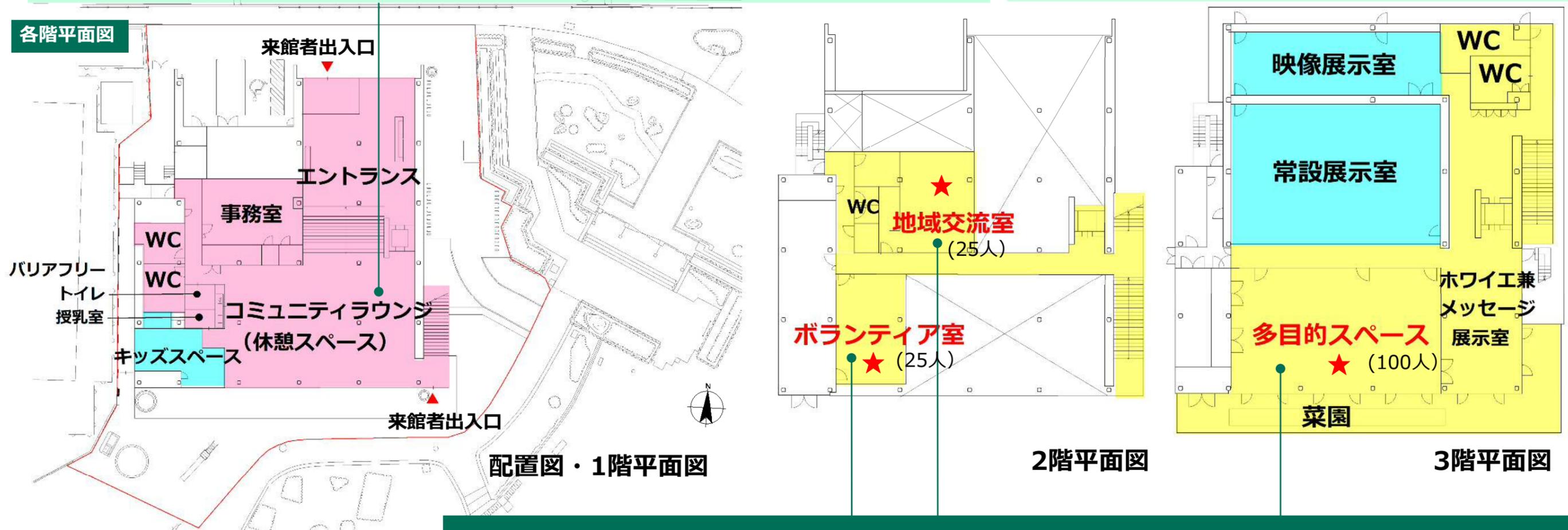
### 新たな気づきにつながる情報の発信や地域と連携した企画展の実施

- 区民等から環境保全の取組を収集し、施設内掲示板・施設HP・SNSを活用して提供
- 区内高校等の活動発表の場、区内企業等との連携企画展の開催
- 建物の特性を生かした情報発信
  - ① ZEB（ネット・ゼロ・エネルギー・ビル）の理解促進に向けた建物の紹介
  - ② 建物内で使用する木材（区と交流・連携する自治体から調達）を紹介し、森林保護の重要性などを発信

### 環境保全活動団体と施設ボランティアの新設

- 環境保全活動を行う団体・個人を認定し、活動の場を提供（無料利用・優先予約等）
- 施設ボランティアを募集し、環境保全活動に主体的に取り組む人材を育成

各階平面図



### 訪れやすく自由に使える 休憩スペース・貸室の運用

- 早朝の公園利用者・子どもの活動時間など、需要に合わせた開館時間設定
- 公園と一体感のある自由休憩スペースの運用
- 貸室は「地域交流室」「ボランティア室」「多目的スペース(※)」を想定



(※)学校の社会科見学、講座の開催を主な活用とし、空いた時間帯を貸室として使用（開館日の約5割程度）

凡例

開館・利用時間

- 7:00～21:30
- 9:00～18:00
- 9:00～21:30

★ = 貸出を行う施設

## 品川区立環境学習交流施設条例（案）

（設置）

第1条 区民および事業者が環境の保全について関心や理解を深め、主体的に環境保全活動を実践することを推進するとともに、地域交流の促進を図るため、品川区立環境学習交流施設（以下「環境施設」という。）を設置する。

（名称および所在地）

第2条 環境施設の名称および所在地は、次のとおりとする。

名称	所在地
品川区立環境学習交流施設	東京都品川区豊町二丁目1番30号

（事業）

第3条 環境施設は、次に掲げる事業を行う。

- (1) 環境の保全に関する学習の推進に関すること。
- (2) 環境の保全に関する情報の収集および提供を行うこと。
- (3) 環境の保全に関する活動に主体的に取り組む人材の育成および支援を行うこと。
- (4) 環境施設の施設および設備の使用に関すること。
- (5) その他区長が必要と認める事業

（施設等）

第4条 環境施設の施設は、次のとおりとする。

- (1) 展示室
- (2) ボランティア室
- (3) 地域交流室
- (4) 多目的スペース
- (5) コミュニティラウンジ
- (6) キッズスペース

2 地域交流室および多目的スペースの設備については、規則で定める。

（休館日等）

第5条 環境施設の休館日は、12月29日から翌年の1月3日までの日とする。

- 2 環境施設の開館時間は、別表第1のとおりとする。
- 3 前2項の規定にかかわらず、区長は、必要があると認めたときは、休館日および開館時間を変更し、または臨時に休館日を定めることができる。
- 4 第1項および第2項の規定にかかわらず、指定管理者（第13条第1項に規定する指定管理者をいう。）は、必要があると認めたときは、区長の承認を得て、休館日および開館時間を変更し、または臨時に休館日を定めることができる。

(使用手続等)

第6条 ボランティア室を使用しようとする者は、規則で定めるところにより環境の保全に関する活動を行う者として区長の登録（以下「登録」という。）を受けなければならない。

2 地域交流室および多目的スペースならびに第4条第2項に規定する設備（以下「地域交流室等」という。）を使用しようとする者は、規則で定めるところにより区長に申請し、その承認を受けなければならない。

3 区長は、次の各号のいずれかに該当する場合は、その使用を承認しない。

(1) 公益を害するおそれがあると認めるとき。

(2) 秩序を乱すおそれがあると認めるとき。

(3) 営利を目的とすると認めるとき。

(4) その他管理上支障があると認めるとき。

4 区長は、登録をし、または地域交流室等の使用を承認するに際して、管理上必要な条件を付けることができる。

(使用料)

第7条 前条第2項の規定により地域交流室等の使用の承認を受けた者（以下「地域交流室等使用者」という。）は、別表第2に定める額の範囲内において規則で定める額の使用料を前納しなければならない。

2 区長は、必要があると認めるときは、使用料を減額し、または免除することができる。

3 既納の使用料は、返還しない。ただし、区長が特別の理由があると認めるときは、その全部または一部を返還することができる。

(使用権の譲渡等の禁止)

第8条 地域交流室等使用者は、地域交流室等の使用の権利を譲渡し、または転貸してはならない。

(変更制限)

第9条 ボランティア室を使用する者は、ボランティア室の使用に際して、これに特別の設備をし、または変更を加えてはならない。ただし、あらかじめ区長の承認を受けたときは、この限りでない。

2 地域交流室等使用者が地域交流室等を使用するときも、前項と同様とする。

(登録の取消し等)

第10条 区長は、次の各号のいずれかに該当する場合は、登録を取り消し、もしくは登録の効力を停止し、または登録の条件を変更することができる。

(1) 登録の目的または条件に違反したとき。

(2) この条例またはこの条例に基づく規則に違反したとき。

(3) 前2号に掲げるもののほか、区長が特に必要があると認めるとき。

2 区長は、次の各号のいずれかに該当する場合は、使用の承認を取り消し、もしくは使用を停止し、または使用の条件を変更することができる。

- (1) 使用の目的または条件に違反したとき。
- (2) この条例またはこの条例に基づく規則に違反したとき。
- (3) 前2号に掲げるもののほか、区長が特に必要があると認めたとき。

(原状回復の義務)

第11条 ボランティア室を使用する者は、ボランティア室の使用を終了したときは、直ちにこれを原状に回復しなければならない。前条第2項の規定により、使用を停止されたときも、同様とする。

2 地域交流室等使用者は、地域交流室等の使用を終了したときは、直ちにこれを原状に回復しなければならない。前条第2項の規定により、使用の承認を取り消され、または使用を停止されたときも、同様とする。

(損害賠償)

第12条 環境施設の使用に際し環境施設に損害を与えた者は、その損害を賠償しなければならない。ただし、区長がやむを得ない理由があると認めたときは、これを減額し、または免除することができる。

(環境施設の管理等)

第13条 環境施設の管理は、地方自治法(昭和22年法律第67号)第244条の2第3項の規定により、法人その他の団体であつて区が指定するもの(以下「指定管理者」という。)に行わせることができる。

2 指定管理者は、地方自治法第244条の2第8項の規定に基づき、地域交流室等の利用に係る料金(以下「利用料金」という。)を当該指定管理者の収入として、地域交流室等使用者から収受することができる。

3 前項に規定する利用料金の額は、第7条第1項に定める使用料の額を超えない範囲内で、指定管理者があらかじめ区長の承認を得て定める額とする。

(指定管理者の指定の手續)

第14条 指定管理者の指定を受けようとする団体は、申請書に事業計画書その他規則で定める書類を添付して、区長に提出しなければならない。

2 区長は、前項の規定による申請があつた場合は、事業計画書の内容について、次に掲げる基準を総合的に審査し、環境施設の管理を行わせるに当たり、最も適していると認めた団体を候補者として選定するものとする。

- (1) 環境施設の平等な使用およびサービスの向上を図るものであること。
- (2) 環境施設の適切な維持および管理ならびに管理に係る経費の縮減を図るものであること。
- (3) 環境施設の管理を安定して行う物的能力および人的能力を有しているものであること。

(4) 前3号に掲げるもののほか、第1条の目的を達成するために十分な能力を有していること。

3 区長は、前項の規定により選定した団体を、議会の議決を経た後、指定管理者として指定するものとする。

(指定管理者の行う業務)

第15条 指定管理者は、次に掲げる業務を行うものとする。

(1) 環境施設の事業の企画および運営に関すること。  
(2) 登録、第6条第2項に規定する使用の承認ならびに第10条に規定する取消し、停止および条件の変更に関すること。

(3) 利用料金の徴収に関すること。

(4) 環境施設の維持および修繕に関すること。

(5) 前各号に掲げるもののほか、区長が特に必要があると認めた業務

(指定管理者による個人情報の取扱い)

第16条 指定管理者は、その業務に関し取得し、または保有する個人情報の適切な管理を図るため、個人情報の漏えい、滅失または毀損の防止その他必要な措置を講じなければならない。

2 前条の業務に従事している者または従事していた者は、業務上知り得た個人情報を正当な理由なく第三者に知らせ、または不当な目的に利用してはならない。

(委任)

第17条 この条例の施行について必要な事項は、規則で定める。

付 則

1 この条例は、令和4年5月1日から施行する。ただし、第13条から第16条までの規定および次項の規定は、公布の日から施行する。

2 環境施設の利用について必要な手続は、この条例の施行の日前においても行うことができる。

別表第1 (第5条関係)

区分	開館時間
コミュニティラウンジ	午前7時から午後9時30分まで
展示室 キッズスペース	午前9時から午後6時まで
ボランティア室 地域交流室 多目的スペース	午前9時から午後9時30分まで

別表第2（第7条関係）

(1) 施設

種別		時間	午前（9時～12時）	午後（1時～4時30分）	夜間（5時30分～9時30分）
地域交流室	区民		900円	1,300円	1,800円
	区民以外		1,100円	1,600円	2,200円
多目的スペース	区民		2,600円	3,900円	5,300円
	区民以外		3,100円	4,700円	6,400円

備考 「区民」とは、区内に在住し、在勤し、もしくは在学する者（以下「区内在住者等」という。）、区内に事務所等を有する団体または区内在住者等を主たる構成員とする団体をいう。

(2) 設備 1件 1回 2,000円